

政務活動調査報告書

調査日	平成31年1月31日（木）
視察場所	千葉県 印西市
調査項目	自転車の安全安心に関する条例について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：123.79 km ² 人口：92,670人 人口密度：773.87人/km ² 世帯：37,248世帯 経常収支比率：83.1% 実質公債費比率：4.7%

<条例の背景>

通勤や通学、買い物などの日常生活に、多くの市民が自転車を利用している。自転車は、子どもから高齢者に至る幅広い世代の市民が手軽に利用している交通手段であるが、一方で、一部の自転車利用者が歩行者の脅威や危険を与えており、交通事故の占める自転車事故の割合は高い水準で推移していることから、自転車利用者のマナー向上や道路交通法の遵守が求められている。また、全国的には、自転車利用者が引き起こす死亡事故も発生しており、事故防止のみならず、被害者に対する賠償についても課題となっている。このことから「第9次印西市交通安全計画」の中でも、自転車利用者の交通ルールの遵守や正しいマナーの実践、また、安全な利用環境の確保など、推進すべき事項と位置付けている。

そこで、交通安全の実現の為に活動する団体、自転車転売業者、警察、学校などの各主体と連携し、自転車運転マナーの向上、自転車損害保険加入率の向上、自転車走行環境の整備を行うためにこの条例の制定を目指しました。

<条例制定の経緯>

平成24年4月19日、公明クラブ（当時の会派名）橋本議員から当時の与党会派に対して「議員発議による（仮称）自転車安心安全条例制定に向けた与党三会派によるプロジェクトチーム設立の提案」が行われました。（京都市のように公明クラブ単独での条例提案も可能であったが、議員提案による条例作りのノウハウを与党議員で共有したいと考え、与党会派に呼びかけました）

<条例の名称>

印西市自転車安全・安心利用に関する条例

<条例の基本理念>

- (1) 自転車利用者や各団体の責務の明確化と適切な役割分担
自転車の安全安心利用を促進していくには、自転車利用者、市、学校、関係団体、自転車小売業者等が各々の責務を自覚するとともに、それぞれの立場に立った役割を果たす。
- (2) 自転車の安全な利用を促進するための総合的かつ計画的な施策・取り組み
自転車の安全利用の促進と自転車にかかわる交通事故の防止を図る為の施策及び取り組みを総合的かつ計画的に、関係機関が連携し推進する。
- (3) 自転車利用の促進
地球温暖化防止や健康増進の面から自転車利用の促進を図り、人や環境にやさしいまちづくりを進める。

<条例の規定すべき事項>

- (1) 目的や定義
条例の目的、必要な用語を規定
- (2) 関係者の責務（役割）
 - ・ 自転車利用者の責務
 - ・ 市民の責務
 - ・ 自転車小売業者の責務
 - ・ 関係団体の責務
 - ・ 学校（長）の責務
 - ・ 市（長）の責務
- (2) 安全利用や利用促進
 - ・ 自転車の交通安全教室の実施
 - ・ 自転車の利用環境の向上
 - ・ 安全利用に取り組む団体などに対する必要な措置
 - ・ 商店街における事故防止や自転車利用促進の取り組み



<第9次印西市交通安全計画との関連>

第9次印西市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）

○理念

交通事故をなくし、安全で安心して暮らせる印西市を目指して自転車に関する事項

- ① 自転車等利用環境の総合的整備
- ② 自転車の安全性の確保

<自転車の通行方法などに関する主なルール>

- ・車道通行の原則 【該当規定】 道路交通法第 17 条第 1 項及び第 4 項
【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等
- ・歩行の列外通行 【該当規定】 道路交通法第 63 条の 4 第 2 項
【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料
- ・信号に従う義務 【該当規定】 道路交通法第 7 条
【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等
- ・酒気帯び運転禁止 【該当規定】 道路交通法第 65 条
【罰 則】 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等
- ・並進の禁止 【該当規定】 道路交通法第 19 条
【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料
- ・夜間のライト点灯 【該当規定】 道路交通法第 52 条第 1 項他
【罰 則】 5 万円以下の罰金等

<印西市自転車安全・安心利用促進に関する協定調印>

1、 協定締結の趣旨目的

「印西市自転車安全総合推進計画」に基づき、自転車安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車保険の加入、ヘルメットの着用の促進等の各施策を推進する中で、民間事業者の多様なサービスを通じた活動協力を得て、施策の推進をより実効性のあるものとするため協定を締結することとした。

2、 協定締結日及び協定機関

平成 31 年 1 月 15 日から 1 年間（自動継続条項あり）

3、 協定締結業者

- (1) 明治安田生命保険相互会社
- (2) 東京海上日動火災保険株式会社
- (3) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

4、 協定内容及び推進事業

(1) 交通安全関連情報の提供および情報の共有

ア 市からは、自転車利用者の運転意識、自転車損害保険等の加入率の向上及び自転車に起因する事故の未然防止などに資するための必要な情報提供を行う。

イ 民間業者からは、活動を通じて得られた市民の反響などについて情報提供を行う。

(2) 推進予定事業

ア 自転車損害保険等への加入促進

自転車利用者が加害者となる事故の場合、高額な賠償責任が発生することがあり、これに備える為自転車損害保険への加入について周知・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、保険の加入促進を図る。

イ 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

市の条例において自転車乗車ヘルメットの着用を義務もしくは努力義務としていること、また、ヘルメット着用の場合には、自転車死亡事故に至る率の減少に高い効果が認められることなどからヘルメットの着用促進を図ることとする。

ウ 交通安全教室の実施

民間事業者のノウハウを生かした交通安全教室の充実化、実施対象の拡大など

<条例施行後の状況等、取り組み>

平成26年3月、条例に基づく「第一次自転車安全総合推進計画」を策定し、これまで各種施策を実施してきた。最終年度は、第一次計画期間の最終年度となり、第二次自転車計画を策定中である。（計画期間は5年間）

(1) 自転車計画の推進体制

市や警察をはじめ、関係機関、事業者等が連携協力して、事業を展開していく。計画目標達成の為、印西市交通安全対策会議において進捗状況の報告を行い、進行管理を行っていく。

(2) 庁内組織の連携

自転車の安全利用に関する周知啓発、普及啓もう等のソフト施策については、市民部市民活動推進課市民安全係（交通安全担当）が担当。

自転車道の整備等に関するハード施策については、都市部建設課及び土木管理課が担当。なお、自転車の活用推進に関する窓口は建設課。町内関係課において、その都度協議連携を図っている。

<第二次印西市自転車安全総合推進計画>

(1) 計画策定の趣旨目的

印西市自転車の安全安心利用に関する条例に基づき「印西市自転車安全総合推進計画」を策定し、自転車安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車保険への加入、ヘルメットの着用の促進等について推進してきたところ、第一次5ヵ年計画の終了後、引き続き安全教育などを推進するため、第二次計画として本計画を策定するものである。

(2) 計画区域・計画期間

1、対象区域 市内全域

2、計画期間 2019年度から2023年度までの5年間

(3) 自転車安全・安心利用の促進に関する施策

1、自転車安全利用教育の推進

ア、幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高校における交通安全教育の実施

自転車のルールや点検、安全な乗り方の実技指導を行う安全教室を開催する

イ、一般自転車利用者に対する交通安全教育

特に、高齢者の自転車利用者に対するヘルメット着用啓発活動を実施する
2、交通ルールマナーの向上及び自転車の整備点検の啓発

ア、自転車安全利用五則の遵守

自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」について周知・啓発活動を推進する

イ 自転車の定期的な整備・点検の必要性

自転車を継続的に安全利用するための、点検の重要性について周知・啓発活動を推進する

(3) 自転車損害保険等への加入促進

自転車利用者が加害者となる事故の場合、高額な賠償責任が発生することもあり、これに備えるために自転車損害保険への加入について周知・啓発活動を推進するとともに、関係機関等と連携し、保険の加入促進を図る

(4) 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

市の条例において自転車乗車ヘルメットの着用を義務もしくは努力義務としていること、またヘルメット着用の場合には、自転車死亡事故に至る率の減少に高い効果が認められることなどからヘルメットの着用促進を図ることとする

(5) 悪質危険な自転車運転者に対する交通指導に向けた警察との連携の強化

千葉ニュータウン中央地区のイオン千葉ニュータウン店周辺の交差点や歩道を、自転車安全安心利用モデル地区に設定して自転車に対する街頭啓発を重点的に実施し、かつ、安全教室などにおいて交通ルール等の啓発活動を推進する一方で、印西警察署の行う指導取締りと連携し、自転車利用者に対する交通安全指導を強化することとする

(6) 自転車走行環境の向上

自転車の安全走行のため、自転車ナビラインの設置や自転車歩行者道の色分けなど整備を行っているところ、今後も、より良い環境の整備について検討していく。

(7) 放置自転車対策

駅前及び駅周辺における放置自転車の削減に向けた取り組みを行い、放置自転車対策の強化を図ることとする

<所 感>・・・畑尻宣長

今回、岡崎市議会 2 期生のメンバーで印西市の「自転車の安全安心に関する条例について」の取り組みを学ばせて頂きました。全国的に自転車に関してのルールや、保険の加入など注目を集めており、事故が起こるたびに関心が強まってきています。本市においても同様だと感じています。特に通勤通学、買い物など日常生活に、多くの市民が自転車を利用しています。子供から高齢者に至る幅広い世代の市民が、手軽に利用出来る交通手段であるがゆえに、自転車が歩行者への脅威や危険を与えるだけでなく、交通事故における自転車事故の割合は、高い水準で推移をしています。自転車利用者のマナー向上や道路交通法の遵守が、大変強く求められています。しかし、本市には印西市のような自転車条例はありません。こ

れからは、市民の安全安心を守るために、自転車に関しての条例を制定していくべきだと考えます。それには、どのように進めたらよいのか、何をしなければいけないのかなど、印西市の取り組みが参考になりました。

様々課題がある中の一つに、自転車保険に加入することが任意ということもあり、ある程度普及はされてきていると感じていますが、まだまだ未加入の方も大変多く見受けられます。印西市では、保険加入に至っては、協定調印を結ばれています。協定締結業者3社（保険会社）と協定を結んでいます。協定期間を設けており、期間は1年ですが、継続条項も付けられています。この協定の中には、自転車損害保険等への加入促進と自転車乗車用ヘルメットの着用促進交通安全教室の実施も盛り込まれています。そうすることにより自転車に乗る方々の意識が向上されることと知識も向上し自転車の交通ルールマナーが向上していくことに繋がっていると感じました。保険に加入してもらっただけでなく、正しく自転車に乗ってもらおうとする意識が伝わってきます。

また、ヘルメット着用が課題の中に含まれていました。ヘルメットの着用は小さい小学生中学生でも大多数が被っていないのが現状であると思います。大人でも本格的なサイクリング仕様のヘルメットは、見かけますがそれ以外は、皆無とっていいくらい着用していません。そういった現状に対し、条例に盛り込み、制定をすることにより、損害保険の加入やヘルメット着用が義務化されることにより死亡事故や、加害者になるような事故に見舞われた時に、保険が適用されたり、事故による頭へのダメージが軽減されるのであれば、市民の方々を守るという意味でも価値のある条例になると思われました。しかし、ヘルメットの着用に関しては、模範となるべき市の職員でもほとんどが、着用しておらず、条例にヘルメット着用を盛り込むことに課題が残りそうです。

印西市の自転車の安全安心利用に関する条例の制定は平成24年に当時の公明クラブの議員から発議され、主要3会派によるプロジェクトチームが設立されました。約1年で制定までに至っております。議員発議によるということは、私たち2期生もしっかり学んで進めていきたいと考えています。この印西市を参考にするとともに、印西市は京都市を参考にされたようでありますので、これからも京都市や鎌倉市など参考に学んでいきたいと考えています。

最後に、自転車道などハード整備が市内全域で進んでいくことが望ましいと考えますが、なかなか道幅が思うように確保出来なかったり、構造上の問題などで進めづらいところもあると思います。歩車分離することを計画的に出来るところは推進していきながら、より住みやすい街づくりが進むような計画を立てることの重要性も学ばせて頂きました。今後の取り組みに活かしていきたいと考えてます。

以上